

安保法制違憲訴訟の現在

2018年7月3日 弁護士 福田 護

1 憲法9条は何を守ってきたのか

- ・ 戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認
- ・ 自衛隊の存在の下での9条の働き
自衛権発動の3要件
①我が国に対する武力攻撃の発生、②他に手段なし、③必要最小限度の実力行使
日本の領域からの排除のために限定した武力行使（他国を攻めない）
→相手を壊滅するための装備を持たないなど
集団的自衛権の行使の禁止
特に上記①の原則から
海外派兵の禁止
→外国軍隊との武力行使の一体化の禁止、武器使用は自己保存に限定
非核三原則、武器輸出禁止、PKO参加5原則など
- ・ 「9条のプロジェクト」（青井未帆）
戦争をしない、させない平和保障システム
9条は戦争の防波堤になってきた

2 安保法制とは →別図参照

- ・ 安保法制は、その平和保障システムを破壊した。安全弁を外した。
安保法制前は、自国が攻められない限り戦争はしない。安保法制後は、アメリカから要請されれば戦争をする。—そういう法制になった。その危険度の質的違い。
- ① 集団的自衛権の行使容認
他国の戦争への参加・介入、海外でも武力の行使
- ② 危険な兵站活動をいつでもどこでも（後方支援活動、協力支援活動）
戦闘現場でなければよい、弾薬の提供等も可
- ③ PKO安全確保業務・駆け付け警護での任務遂行のための武器使用
武装勢力等に打ち勝つだけの強力な武器使用
- ④ 米軍等の武器等防護のための武器使用
米軍の船舶・航空機も防護。ミサイルなどの武器も使用。

3 自民党憲法9条改正案

- ・ 2017年5月3日、安倍首相の憲法改正構想（自衛隊明記案）
「憲法解釈を1ミリも動かさない」
- ・ 2018年3月自民党憲法改正推進本部たたき台素案
9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、

法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

2 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

- ・ 安保法制が前提となること

安保法制の集団的自衛権の行使は、「自衛のための措置」として「防衛出動」

→この憲法改正が成立したら、安保違憲訴訟は闘えない（違憲でなくなる）

- ・ それ以上に、日本はまぎれもない軍事国家になること

「前条の規定は・・・妨げず」＝自衛隊は9条の対象外。「戦力」ではない。

「必要最小限度の実力組織」という限定すらない。

自衛隊は憲法上の特別な組織。なお、防衛省は憲法上の組織ではない。

→これまで抑制されてきた様々な歯止めが取り払われる。

攻撃的・壊滅的な武器・装備、防衛費1%枠、防衛産業・軍事研究の正当化
次の憲法改正への第1段階（軍事裁判制度等）

- ・ 国民投票法の重大な問題点

有料意見広告の問題、最低得票率の課題など

→国民投票になったら、危ない

- ・ いま日本は、歴史的な転換点に立っている

その危険を克服するための安保法制違憲訴訟

4 安保法制違憲訴訟で何をどう守るのか

- ・ 平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権

- ・ 安保法制実施の差止め

2の①②③④の実施をするな

すでに、駆け付け警護の新任務付与、武器等防護の警護命令がなされた

南スーダンはいよいよ危険な状況にあったこと。危険を知りながらの任務付与。

そして日報の隠匿

北朝鮮情勢の緊迫の中での武器等防護

Jアラート、避難訓練

日本海での米艦への給油も改正自衛隊法106条で実施

- ・ 危険な状態に置かれている脅威、不安。その精神的苦痛に対する慰謝料請求

被告国は、これを「漠然とした不安の域を超えるものではなく、法的に保護された利益とはいえない」と主張。

そのような見方を克服するだけの、原告各人の受けている被害の立証が必要

- ・ 安保法制違憲訴訟の現在 →経過表参照

- ・ 原告本人尋問の意義

- ・ 原告の置かれた危険状態を明らかにするための証人の必要性

安保法制違憲訴訟、東京国賠・差止訴訟の経過

国賠訴訟（民事訴訟）	差止訴訟（行政訴訟）
○ 提訴 2016年4月26日 原告456名 第2次・第3次提訴合わせて1589名	○ 提訴 2016年4月26日 原告52名
○ 第1回口頭弁論 9月2日 意見陳述 代理人5名、原告5名 訴状（安保法制違憲、平和的生存権・人格権・憲法改正決定権の侵害による損害賠償） 答弁書（違憲論回避、法的保護利益なし、3つの権利の否定）	○ 第1回口頭弁論 9月29日 意見陳述 代理人3名、原告3名 訴状（安保法制違憲、平和的生存権・人格権・憲法改正決定権の侵害による差止めと損害賠償） 答弁書（違憲論回避、処分性なし、法的保護利益なし、3つの権利の否定）
○ 第2回口頭弁論 12月2日 意見陳述 代理人3名、原告3名 原告準備書面(1)(2)(3)（侵害行為の重大性、平和的生存権、被害論1）	○ 第2回口頭弁論 12月21日 意見陳述 代理人2名、原告2名 原告準備書面(1)(2)（侵害行為の重大性、処分性反論、平和的生存権）
○ 第3回口頭弁論 2017年3月3日 意見陳述 代理人3名、原告3名 原告準備書面(4)(5)(6)（立法不法行為、憲法改正決定権、被害論2） 被告準備書面(1)（職務行為基準説）	○ 第3回口頭弁論 2017年4月14日 意見陳述 代理人2名、原告3名 原告準備書面(3)(4)(5)(6)（厚木基地最高裁判決と処分性、立法不法行為、憲法改正決定権、被害論1）
○ 第4回口頭弁論 6月2日 意見陳述 代理人3名、原告3名 原告準備書面(7)(8)(9)（被告準(1)反論、人格権、駆け付け警護・武器等防護） 被告準備書面(2)（法的保護利益） 証拠調べ期日を1月26日に設定	○ 第4回口頭弁論 7月24日 意見陳述 代理人3名 原告準備書面(7)(8)（人格権、立法不法行為） 被告準備書面(1)（処分性反論）
○ 第5回口頭弁論 9月28日 意見陳述 代理人3名、原告3名 原告準備書面(10)(11)(12)(13)（違憲性の総論・各論・周辺論、違憲審査制） 被告準備書面(3)（原告準(9)に反論） 原告立証計画提出 （証人19名、原告18名）	○ 追加提訴 8月10日 P K O 駆け付け警護等、武器等防護の差止請求
○ 進行協議期日 11月10日	○ 第5回口頭弁論 10月27日 意見陳述 代理人3名 原告準備書面(9)(10)(11)(12)(13)（違憲性の総論・各論・周辺論、被告準(1)反論、処分性の予備的主張） 被告準備書面(2)(3)（国賠法的保護利益、追加提訴の答弁）
	○ 第6回口頭弁論 2018年2月5日

原被告双方、進行に関する意見書
裁判所、原告本人尋問から入りたい
協議の結果、原告本人10名位を尋問
証拠調のため第7回期日を5月11日予定

○第6回口頭弁論・証拠調 2018年1月26日

原告本人尋問

横湯園子（戦争体験）
清水民男（障害者の親）
平原ヨシ子（長崎原爆）
新倉裕史（横須賀基地）
渡辺敦雄（原発技術者）
菱山南帆子（若者）
安海和宣（キリスト者）

○進行協議期日 2月22日

裁判官が複数変わるので、証人の採否
については新構成体で協議を。

○進行協議期日 4月16日

裁判長・右陪席交代。左も変わる予定
現段階では証人調べは消極に考え。
証人の採否は7月20日期日で決定する。
5月11日には弁論更新手続を行う。

○第7回口頭弁論・証拠調 5月11日

原告本人尋問前に弁論更新手続
代理人5人意見陳述
証人申請8名（宮崎礼壹、濱田邦夫、
福山哲郎、半田滋、前田哲男、
西谷文和、半藤一利、青井未帆）
原告本人尋問
井筒高雄（元自衛隊員）
常磐達雄（鉄道労働者）
堀尾輝久（教育学者、軍国少年）

○第8回口頭弁論 7月20日

証人の採否決定予定

意見陳述 代理人2名
原告準備書面(14)(15)（違憲審査制、
被害論2）
被告準備書面(4)（追加訴状の認否）
裁判所から立証計画提出の求め

○進行協議 5月22日

立証計画提出（証人12名、原告16名）
裁判所は原告本人を2期日で聞き、証人
の採否はその上で検討。

○第7回口頭弁論 6月20日

意見陳述 代理人2名
原告準備書面(16)（被告準(2)(3)(4)へ
の反論）
原告本人尋問申出書（13名）
田中照巳（被爆者）
金田マリ子（空襲体験者）
富山正樹（自衛官の父）
崔善愛（在日外国人）
原かほる（障がい者）
志葉玲（戦場ジャーナリスト）
竹中正陽（船員）
山口宏弥（航空機乗務員）
橋本次男（鉄道労働者）
森謙治（厚木基地）
市川平（横須賀基地）
小倉志郎（原発技術者）
飯島滋明（憲法研究者）
本人尋問期日の予定
10月15日、12月14日
（その後裁判所は上記13人尋問決定）

○第8回口頭弁論・証拠調 10月15日

上記のうち7人の尋問予定

事態・対象		自衛隊の行動	自衛隊の権限	
武力攻撃事態 自衛権発動の3要件 (我が国に対する武力攻撃等)		防衛出動	武力の行使	
存立危機事態 「自衛の措置」の新3要件 (密接関係国に対する武力攻撃が我が国の存立を脅かす等)		防衛出動 (集団的自衛権の行使)		
周辺事態 →	重要影響事態 我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態	〈武力行使をする他国軍隊の支援〉 後方支援活動・協力支援活動 物品・役務の提供、弾薬等も 捜索救助活動 船舶検査活動	自己保存のための武器使用	
旧テロ特措法等 →	国際平和共同対処事態 (国際平和支援法) 国際社会の平和と安全を脅かす事態	現に戦闘行為が行われている現場でない場所なら活動可能 (これまでは後方地域・非戦闘地域)		
国際平和協力 (PKO 協力法改正) 停戦後の平和維持等		国際連合平和維持活動 国連統括下の部隊での活動 国際連携平和安全活動(新設) 国連の統括しない有志連合等で (安全確保業務・駆け付け警護など、危険な業務を拡大)	自己保存のための武器使用 任務遂行のための武器使用 ・安全確保業務で ・駆け付け警護で ・在外邦人救出活動で	
在外邦人の生命等の緊急事態 (自衛隊法改正)		在外邦人の救出等 (これまでは輸送のみ)	武力の行使又はその危険	
いわゆるグレーゾーン事態 武力攻撃に至らない侵害 離島への不法上陸等		米軍等の武器等の防護 (これまでは自衛隊の武器等防護のみ。自衛隊法改正)		武器等防護のための武器使用
		治安出動・海上警備行動 電話閣議等による運用の迅速化		武器の使用 警職法7条準用など